

子育て世帯への臨時特別給付金（一括給付）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の児童を養育する世帯に対して、対象児童1人あたり10万円を一括で給付します。

◆支給対象者※所得制限額以上（特別給付）の人は対象外

区分	対象児童	支給対象者	申請
1	令和3年9月分の児童手当支給対象児童	児童手当受給者	不要
2	令和3年9月分の児童手当支給対象児童	児童手当受給者（公務員）	必要
3	高校生世代 （平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）	対象児童の保護者のうち所得が高い方	必要※
4	新生児 （令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれ）	児童手当受給者	必要

※きょうだいに児童手当支給対象者がいる場合は申請不要

◆必要書類

- 区分2～4 申請書、受取口座確認書類の写し（通帳、キャッシュカードなど）
- 区分2のみ 児童手当を受給していることが分かる書類の写し
- 区分3のみ 令和3年度市町村民税課税台帳証明書・非課税証明書の写し
（高校生のみを養育中の児童手当を受給していない人で、令和3年1月1日時点で氷川町に居住していない人のみ）

◆支給日 申請受付日の翌月末までに支給

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎52-5852



▲詳しくはこちら

お済みですか？

学生扶養世帯支援金

学生の学びを応援するため、大学生などを扶養する世帯に支援金を支給します。

申請方法など、詳しくはホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら

◆対象者

対象学校に在籍する学生を扶養する人
（扶養者がいない場合は学生）
※令和2年度受給者も対象

◆対象学校

大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校（4年以上）ほか

◆支援金 学生1人につき5万円

◆申請期限 1月31日（月）まで

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎52-5859

低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金

収入減少など、子育てに困難が生じている世帯に生活支援金を支給します。

申請方法など、詳しくはホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら

◆対象者（①、②のどちらにも該当する人）

- ① 令和3年3月末時点で18歳未満の児童の保護者（障がい児の場合は20歳未満）
- ② 令和3年1月以降に収入が急変し、住民税非課税相当になった人

◆支援金 児童1人につき5万円

◆申請期限 2月28日（月）まで

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎52-5852

新型コロナワクチン接種情報（12/20 現在）

新型コロナワクチンの2回目接種から8か月経過した18歳以上の人に対して、追加接種券（3回目）を順次送付します。

◆送付資料

- ・接種券（今回は予診票に印字）
- ・予防接種済証 ・お知らせ

◆予約方法

- ・接種券に同封している予約手順に沿って予約してください。
- ・3回目接種が可能となる日については、予防接種済証の①の欄をご確認ください。
- ・予防接種済証の②の欄に、1・2回目接種記録が記載されていますのでご確認ください。（誤りがある場合は、健康センターにご連絡ください）

※接種券が届く前の予約はできません。

◆交差接種

国のワクチン供給量と交差接種試験の結果を踏まえ、3回目接種からファイザー社とモデルナ社のワクチンを取り扱います。

※ワクチンの供給量や接種会場によっては、希望に添えない場合があります。

予防接種済証の見本

ワクチン接種証明書のデジタル化

ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の発行がスマートフォンでできるようになりました。

◆電子申請に必要なもの

- ・スマートフォン（iOS 13.7以上、Android 8.0以上）
- ・マイナンバーカード+4桁の暗証番号

※海外と兼用する場合はパスポート情報が別途必要です。

電子申請ができない場合

健康センターで紙の証明書を発行します。

◆必要書類

- ・本人確認書類 ・接種券または接種記録書
- ・（海外用と兼用の場合）パスポート



▲ App Store



▲ Google Play



☎ 町民課 保健予防係 ☎52-7154 氷川町集団接種専用窓口（健康センター内） ☎62-9748